

第三者評価結果の公表事項（児童養護施設）

①第三者評価機関名

社会福祉法人香川県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

H23-Y004 H18-Y003

③施設の情報

名称：	讃岐学園	種別	児童養護施設
代表者氏名：	園長 藤井敏孝	定員（利用人数）：	65名
所在地：	香川県高松市前田東町569-2		
TEL：	087-847-5171	ホームページ：	http://www.kouzenkai.jp/sanukigakuen/
【施設の概要】			
開設年月日	平成27年5月10日		
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 弘善会		
職員数	常勤職員：	34名	非常勤職員 7名
専門職員	（専門職の名称）	名	里親支援専門相談員 1名
	心理療法担当職員	1名	家庭支援専門相談員 1名
	看護師	1名	個別対応職員 1名
施設・設備の概要	（居室数）27居室	（設備等）食堂、調理室、浴室、便所、洗面所、学習室、医務室、洗濯所、娯楽室、相談室、自立訓練棟、倉庫、運動場、遊具（ブランコ、すべり台、鉄棒、砂場、シーソーなど）	

④総評

◇特に評価が高い点

- （1）施設長のリーダーシップのもと法人・施設が位置する地域での特徴・変化等の経営環境を分析して中・長期計画に反映させている。
- （2）入所児童の養育支援の向上に児童相談所をはじめ学校・自治会等と連携に努めている。
- （3）地域のボランティアの受け入れと子どもとの交流の促進に努めている。
- （4）職員定着プログラムを作成・実施して、職員の定着が児童の支援に繋がっている。

◇改善が求められる点

- （1）施設の主体的な取り組みが記載されていないので、事業計画の内容の再検討
- （2）職員一人ひとりの育成に向けた計画的・継続的な取り組み
- （3）地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業活動の推進
- （4）養育支援の質の確保（適切なアセスメントによる自立支援計画）
- （5）養育支援の継続性とアフターケア（保護者支援を含めて）

⑤第三者評価結果に対する施設のコメント

自己評価を職員一人ひとりが行い、それぞれのフロアで点検し、検討して、施設の評価を確定して提出しました。

職員全員が、施設の現状を認識し、施設で生活する子供たちと、どうかかわっていくか、施設の運営について、地域とのかかわり等々を考え、見直してみる良い機会となりました。第三者評価でアドバイスされたことを改善して、より良い施設を目指して、職員一同努力していきたい。

⑥第三者評価結果（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果	コメント
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	法人の理念「濟世利人」は、定款に規定されている。法人の理念や基本方針は、事業計画・ホームページ・パンフレットに記載し子どもや保護者の見ることができるよう、施設内に掲示している。保護者には入所時に説明するとともに、年度当初に家庭通信とともに配付している。子どもには、子供会や権利ノートの読み聞かせを通じて周知している。職員に対しては、理念や基本方針は、年度当初の職員会で事業計画を配付し、事業計画と共に職員全体に周知されている。

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者 評価結果	コメント
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	全国児童福祉施設協議会通信や福祉新聞等にて情報収集する他、施設長を中心として、県内外の施設長研修に参加して社会事業全体の動向の把握に努めて、動向を職員に周知している。香川県社会福祉協議会、香川県子ども貧困対策委員会、香川県児童福祉施設連合会などに参加し、地域の各種福祉計画を把握して計画にのっとり対応している。各種会議を通じて得た情報を、職員会の場で職員に周知している。法人としての将来の事業経営や方針の策定に向けて、情報の分析を的確に行うことを期待したい。法人・施設が位置する地域での特徴・課題や期待されていること等の情報分析が望まれる。
②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a	施設運営の方針は、法人の役員会(理事会・評議員会)で議論されて、決定されている。施設の組織体制・財務管理・施設管理の現状分析と課題の解決に向けた方針として、15か年計画に向けて、施設整備資金の積み立てと、人材確保に取り組んでいる。経営状態、職員体制について、職員会議などを通じて職員に周知している。施設設備の改善については、職員の意見を聴いて、順次実施している。

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果	コメント
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	厚生労働省が推進している、施設の小規模化と家庭の養護の推進を軸に、中長期計画が策定されている。現在、地域小規模施設建設に向けて、施設独自で、財政面のシミュレーションを実施している。地域小規模施設建設については、今後の子どもの数の変動、職員体制、建設予定地や完成時期の見直しなどを行なって、ビジョンの実現を目指している。
②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	施設が実施している取り組みの中に、事業計画に記載されていないものがある。事業計画は、子どもや保護者、地域に対して、単年度の施設の取り組みを説明する基本資料となるので、事業計画の記載内容について検討を期待したい。また、施設の中・長期計画にある地域小規模施設の実現を目指しており、単年度の事業計画の試みと実践により、具体化されることを期待したい。
(2) 事業計画が適切に策定されている。			
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b	事業計画は、ミーティングや職員会で職員の意見を集約して主任会で策定している。事業計画に沿った事業が実施できているか、定められた時期、手順にて各フロアで確認して評価している。役員会に事業報告をし、次年度の事業計画の見直しに反映させている。事業計画は、4月の職員会で周知、説明している。事業計画策定の目的を職員全体で再確認したうえで、事業計画の見直しをされることを期待したい。
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b	施設の運営方針は、保護者に文書を配付して知らせて、施設内に掲示している。事業計画の主な内容は、子ども会で子どもに伝えている。保護者には、主な内容を面会や電話などで必要な内容は伝えているが、保護者に参加を求める行事の案内は、文書で行っている。子どもには行事等は、月間予定として掲示し、児童会で知らせている。保護者への事業計画の配付を検討されたい。

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果	コメント
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	事業計画を基に各寮・フロアごとに自立支援目標を立てている。具体的な自立支援計画を半期ごとに策定して養育支援している。養育支援の状況は、ミーティングやケース会議で報告・検討し、職員全体で情報を共有している。質の高い養育支援サービスの提供に向けて、年1回の自己評価を実施して、第三者評価も受けている。評価結果は、職員会、主任会などで情報共有して、質の高い養育支援を目指している。

②	9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	児童一人ひとりへの自立に向けての支援計画を作成し、主任会、職員会、ミーティング等で共有化し取り組んでいる。施設全体として取り組む福祉サービスの課題は職員で共有されているものの、評価結果にもとづく改善策は、可能なものから取り組んでいるが、計画性に課題がある。
---	---	---	--

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果	コメント
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	施設長は、施設の理念や基本方針のもと自らの役割と責任を幹部会、職員会等でその都度表明しているほか、事業計画に反映させている。事務長をはじめ各部署の管理職と連携して事業計画のもと、施設運営に当たっている。また、災害や事故など有事における施設長の役割と責任は、緊急対応マニュアルに記載されている。
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b	施設長は、施設運営上、法令遵守を理解しており、県内外の研修に積極的に参加して利害関係者との適正な関係保持をはじめ環境への配慮などを含め広い分野を把握して対応している。職員に対して虐待防止・権利擁護等遵守すべき法令などを周知して、虐待防止・権利擁護の研修会を開催している。遵守すべき法令について、リスト化するなどの取り組みを期待したい。
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。			
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b	施設長は、各報告書や記録、ケース会等で現状を把握して評価・分析を行い、養育・支援の質に関する課題の把握に努めている。同時に、課題の改善に向けて各種会議や職員とのやり取りの中で指導している。施設長は、寮フロアミーティングや研修チーム、主任会などを通じて養育支援の向上を考える機会として、必要に応じて参加している。施設長は、養育・支援の向上について、職員→主任→事務長・園長の順に意見が反映するための仕組みを作っているほか、自己申告書で、職員の意見を聴取している。その他に職員に研修の積極的な参加を促すために自己研修の補助制度を作っている。自己申告書をもとに、職員の個別面談を実施することを期待したい。
②	13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	施設長は、最低基準より多い職員配置して、職員の負担軽減に努め、入所児童の充実した子育て支援につながるよう配慮している。職員の育児休暇や労働時間の調整に対処できるよう職場環境を整えている。また経営や業務の改善や実効性を図るために主任会をはじめ各種会議で、意識の共有と実践に指導力を発揮している。

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果	コメント
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	平成24年7月より法人の方針として職員定着プログラムを作成・実施し、有資格者を採用して人材の確保と育成に努めている。人材の加算配置や研修等を通じての育成、勤務形態や福利厚生に配慮しており、職員が定着したことで、経験を積んだ職員が多い。
②	15 総合的な人事管理が行われている。	b	期待する職員像を法人の理念、基本方針、事業計画の中に「職員の行動指針」として示し、職員の携帯手帳にも明示されている。就業規則及び給与規定に昇進・昇格の基準を明記し、職員に周知されている。人事考課制度は導入されていないが、資格取得に基づく昇給は実施している。職員処遇について、有給取得率・時間外労働等について、法人内のそれぞれの施設と比較検討している。年末の各職員の自己申告書の提出を受けて、働きやすい職場環境を検討している。
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b	法人全体の労務管理は法人で行っており、管理規定に基づく総括責任者は施設長が担っている。職員の有給休暇の取得や時間外労働のデータの定期的確認は、事務長が把握している。職員の心身の健康と安全確保のため、職員健康診断や生活習慣病予防検診やインフルエンザ予防接種の補助をしている。新任職員との個別面談を実施し、自己申告書にて要望や意見を確認して、就労が継続できるようワーク・ライフ・バランスに配慮した勤務形態で対応している。福祉共済の利用、職員旅行・職員親睦旅行への補助、住宅手当支給等の福利厚生の助成を行っている。人材の確保、定着の取り組みとして職員定着プログラムを作成、実施している。新任職員以外の職員についても、自己申告書をもとに、個別面談を実施することを期待したい。
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c	「職員の行動指針」を作成し、施設として「期待する職員像」を明確にしている。「職員の行動指針」は、事業計画に記載している。各職員の学びたいことを聴き取り、研修参加時の参考材料としている。職員一人ひとりの目標を設定するなど、職員一人ひとりの育成に向けた具体的な取り組みを期待したい。

②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b	施設が目指す養育・支援を実施するために、事業計画の中で「職員の行動指針」として示されているが、施設職員に必要とされる専門技術や専門資格は明示されていない。事業計画の中に、外部研修計画と職場内研修計画を記載している。職場内研修は事業計画の策定時に、評価と見直しが行われている。外部研修については、出張報告により評価を行い、次年度の計画の参考にしている。
③	19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	個別の職員の専門知識、技術水準、専門資格の取得状況を把握して経験に応じて、施設内外の研修に関する情報の周知を行い、参加を奨励している。個別のOJTについて、プログラムを作成して実施されることを期待したい。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	実習マニュアルにて実習指導の基本姿勢とその業務が明文化されていて、保育士や社会福祉士など専門職種の特性に応じたプログラムを作成・実施している。実習を実りあるものにするため指導者研修に参加している。実際の実習生の受け入れに際しては、学校側と実習内容や実習プログラムの確認をして連携している。実習生の受け入れ状況について、事業報告に実績が記載されているが、事業計画には記載がない。事業計画で、実習受け入れの基本姿勢を記載することを検討されたい。
---	---	---	--

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果	コメント
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	法人・施設の理念や基本方針、養育支援の内容、決算情報が法人・施設のホームページや広報誌で公開されている。第三者評価の受審結果は、施設ホームページ等で公表されている。苦情・相談体制は、施設内に掲示、相談内容は広報紙に掲載し、広報紙を施設ホームページで法人・施設の理念やビジョン等について、地域の会合に積極的に参加して周知・啓発して理解の促進に努めている。また、施設における児童への支援状況や活動を紹介した広報誌を学校・行政・地域の関係者に配布している。事業計画や事業報告の公開を検討されたい。
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	施設における事務、経理、取引等に関しては、法人の経理規程で、法人の管理規定により、その職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員に周知されている。施設における事務、経理、取引等の実際の行為(結果)について法人の監査で定期的に確認されている。外部監査の実施を期待したい。

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果	コメント
①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	地域との関わり方についての基本的な姿勢は基本方針や事業計画の中に明記されている。学校やコミュニティセンターなど地域の行事や活動に職員・子どもも積極的に参加し活動している。また学園の行事に地域の人の参加を呼びかけ、地域との交流に努めている。地域の人が子どもへの本の読み聞かせ、進学に向けて学習ボランティアなどの協力がある。足浴やグラウンドの開放し、交流しやすい環境づくりを行っている。
②	24 ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	ボランティア受け入れはホームページや広報誌で公募している。ボランティア受け入れについて、登録手続き、ボランティアの配置、事前説明などに関する項目が記載したマニュアルを作成している。ボランティアと子どもとの交流を行う際に、事前に施設見学を実施して説明している。高校生のインターンシップや社会福祉士・保育士・教員免許取得のための介護等体験など、教員研修を積極的に受け入れるなど、学校教育への協力を行っている。事業計画に、ボランティア受け入れや学校教育への協力についての基本姿勢を明文化することを期待したい。
(2) 関係機関との連携が確保されている。			
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	高松市地区にある関係機関や団体で子どもの状況に対応できる社会資源のリストを作成して各フロアに配付して共有している。子どもの育成に関わる学校・児童相談所・市の子育て支援課などと連絡会を行って連携している。幼稚園・学校のPTA役員として地域行事へ参加している。や地域の健全育成の会、PTA父親の会に所属して協働で取り組み連携している。
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
①	26 施設が有する機能を地域に還元している。	b	施設の専門性を生かした育成相談事業やショートステイでネットワークに取り組んでいる。地域交流会・学園祭・足湯開放など、施設を活用した地域貢献をしている。また、地域にある社会資源の一つとして地域の文化祭やコミュニティセンターの行事に参加して地域の活性化や町づくりに貢献している。災害時の地域での役割は定められていないが、地域の防災訓練には参加している。

②	27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c	学園祭でアンケート調査をしているが、地域の福祉ニーズの把握には、至っていない。また、民生委員・児童委員との個別的な繋がりはあるが、定期的な会議は開催していない。児童育成相談事業の機能は有しているものの、相談実績は多くない。要保護児童対策地域協議会や児童相談所を通してニーズの把握に努めている。民生委員・児童委員との定期的な会議を開催し、地域のニーズの把握と施設機能を紹介する取り組みを期待したい。
---	-----------------------------------	---	--

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果	コメント
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	子どもを尊重した養育・支援は、基本方針に明示しており、施設内に掲示している。職員は基本方針等が記載された職員カードにして携帯している。全国養護施設協議会の倫理綱領を踏まえて、子どもを尊重し基本的人権の配慮を確認して子どもを支援している。子どもを尊重した基本姿勢は、自立支援計画や子どもの支援手引きに反映し、実践している。子どもの権利擁護の職員研修チームが研修を実施している。また、フロアミーティングで意見を出し合い、日頃の支援を振り返っている。子ども会で子どもの意見を確かしている。
②	29 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。	b	子どものプライバシー保護については、入所時の約束書の文書や権利ノートにより、子どもや職員の共通の理解と行動を促している。具体的な扱いについて、必要により保護者や子どもに確認して行っている。子どもの虐待防止等の権利擁護については、安心安全マニュアルを作成し、職員研修で理解を図っている。虐待防止や権利擁護についての研修は、児童相談所との連絡会における研修、児童福祉施設連合会での研修で援助技術の向上に努めている。入所している子どもが、お互いにプライバシーに配慮した生活ができるよう生活空間や設備等の改善に気配りしている。今後も配慮と工夫を期待したい。
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a	子どもが施設に入所予定になった場合、児童相談所（子どもハウス）に担当職員が行き、子どもや保護者に丁寧な説明をしている。説明の際には、分かりやすい表現、言葉使いに工夫したパンフレットや施設紹介用のアルバムを使って説明している。施設見学の希望には対応している。入所後、子どもや保護者に対しての情報提供について見直している。
②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a	養育の開始となる入所時に、児童相談所の職員の同席のもと、施設の生活やルールについて子どもや保護者が分かりやすいように工夫し、年齢にも配慮した文書を用いて説明して、子どもや保護者の同意を得ている。同意を得た上で、保護者からの聞き取りで、子どもの健康面や対応で注意して欲しい事、面会通信の見通しの確認をしている。施設入所の意思決定が困難な子どもや保護者への適正な説明は、児童相談所の職員が同席したうえで行うようルール化し、分かりやすい説明を心がけている。
③	32 措置変更や地域・家庭への移行等に当たり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a	施設の入退所時には、児童相談所と緊密な連携を図って、児童の生活に不利益が生じないように引継ぎ資料にて対応している。施設を退所した後も施設として子どもや保護者が相談できるように家庭支援専門相談員を窓口にして対応している。退所後のアフターケアについては、家庭引き取りにあたっての文書で説明し、連絡先カードを渡して相談しやすいよう配慮している。
(3) 子どもの満足の向上に努めている。			
①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	施設生活について、保護者アンケートを年2回、子どもの意向調査を年1回実施している。自立支援計画時の聞き取りやレクリエーションの計画時に子どもの希望を確認している。年1回の児童相談所からの聴き取りのほか、子どもと児童相談所のワーカーとの話し合いの機会を設けている。また、子ども会を通じて子どもの意見を確かしている。給食委員会や各種行事の企画や実施に当たって子どもの意見を集約して反映させて、子どもの満足を努めている。今後も、子ども一人ひとりに寄り添い職員から大切にされていると感じる支援を期待したい。
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。			
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	法人苦情処理要綱に基づき、施設における苦情処理細則を整備している。苦情解決の仕組みを分かりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を子どもや保護者に配付、説明している。子どもや保護者からの苦情が申し出やすいよう各フロアや玄関に意見箱を設置している。保護者アンケートを実施して意見を求めている。受理した苦情は苦情処理細則に則して対応し、記録している。受理した苦情内容は、ミーティングや児童相談所の助言を得て検討している。検討内容は、子どもや保護者に説明している。学園新聞にも公表している。
②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a	施設生活で子どもが相談したり意見を述べる環境を整えている。子どもや保護者に施設内に掲示して周知する他、保護者向けに、家庭通信で知らせている。子どもが相談する際に、相談方法や相談相手を選択できるよう、文書で情報提供して相談しやすい環境を整えている。実際に相談しやすい時間・場所の確保と調整に努めている。

③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	職員は、日々の養育・支援の実施において、日頃から子どもが相談や意見を言いやすい環境や対応を心掛けている。苦情や意見の受付箱の設置、アンケートの実施等、子どもの意見の積極的な把握に努めている。苦情受付から解決までの流れを文書化しマニュアルとして、必要に応じて見直されている。把握した相談や意見について職員は、できるだけ迅速に対応して、子どもに経過や今後の取り組みについて報告するようにしている。子どもからの個人的な相談は、相談しやすい環境に心がけて相談援助に努めている。
(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。			
①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	権利擁護研修チームを中心に安心で安全な養育支援体制を整備している。安心・安全マニュアルを作成し、事故発生時の対応と安全確保の手順を、職員に周知している。日常の養育支援における事故報告やヒアリングの事例を基に職員研修や寮のミーティングで再発防止策を検討・実施している。その他、事業所として職員研修や施設内虐待防止の研修・救急講習・交通安全管理者講習などにより、リスクへの対応を整えている。引き続き、リスクマネジメント体制整備について、具体的な取り組みを期待したい。
②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	感染症予防マニュアルを作成し、看護師を中心に、感染症の予防と発生時の対応について取り組んでいる。マニュアルの周知徹底とマニュアルの見直しを行い、子どもの安全確保に支障がないようにしている。具体的な感染予防策として、手洗いうがい・消毒・予防接種を行っている。感染症が発生した場合は、医師の指導による俊敏な対応と連携がとれるように確認している。
③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b	火災対応・震災対応・夜間避難誘導マニュアルが整備している。災害時の安全が確保できるよう火災避難訓練(1回/月)・災害時の避難訓練(1回/2か月)を実施しているが、具体的な対応の詳細は定められていない。災害の影響を把握し、養育支援を継続するために必要な備蓄品(食料・飲料水・日用品等)を確保している。子ども及び職員の安否確認は、緊急連絡網を完備し、メール送信の訓練は実施している。緊急持ち出し名簿を作成している。地域の防災訓練に参加しているが、具体的な連携はできていない。

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果	コメント
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a	養育・支援の実施方法は、事業計画・自立支援計画・各寮の業務マニュアル等で文書化されている。子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護の姿勢が事業計画に明示されている。その標準的な実施方法について、施設内研修や各種会議で周知されていて、日常業務のミーティングや自立支援の評価見直しの時に確認している。
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	自立支援や子どもの支援手引きは半期に1度、見直しの時期や方法が定められていて、規定通り検証・見直しにあたり、自立支援の目標を基に、個々の目標が月ごとに設定され、実践されて育成記録にして記録されている。検証の見直しにあたっては、寮ミーティングで話し合い、自立支援計画の作成時に聞き取りをして、児童相談所とも協議をしている。
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。			
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b	子どもの個別的な自立支援計画は、基幹的職員が責任者として策定しており、基幹的職員・家庭支援専門相談員・心理担当職員・個別対応職員・看護師が協議に参加している。子ども一人ひとりの具体的なニーズの掘り起こしと確認が前提となっており、適切なアセスメントが実施されて、個別的な自立支援計画の策定に繋がるので、子ども一人ひとりの具体的なニーズを把握し、自立支援計画が、子どもの思いを十分に汲んだものになるよう取り組まれることを期待したい。
②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b	定期的な自立支援計画の評価・見直しについて、見直しの時期や子どもの意向の把握や同意、変更した自立支援計画の内容についての周知などの手順について自立支援マニュアルを作成しており、マニュアルの手順で実施している。また、緊急に自立支援計画を変更する場合の仕組みは、緊急時のマニュアルの手順で実施されている。システムとして自立支援マニュアルに沿って自立支援計画が実践されているが、今後実践された自立支援の質や課題を評価することを期待したい。
(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。			
①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	子どもの身体状況や生活状況は、統一した様式によって記録されている。また、自立支援計画に基づく支援の記録も施設は、パソコンに記録されて情報の共有がされている。記録内容や書き方は、記録要領としてマニュアルが作成されている。職員会議・寮ミーティング等の各種会議の情報は、パソコン内の共有フォルダーや閲覧にて情報の共有が図られている。

	<p>② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	<p>b 個人情報保護に関する規程を定めており、子どもの記録の管理、保存、情報提供に関する内容となっている。個人情報の不適正な利用や漏えいの禁止の規定があり、罰則規定は就業規則に規定されているが、対応方法は明確化されていない。記録管理の責任者は、施設長であり、日常の児童の生活に関する記録の管理について研修は行われていない。記録の取り扱いについて、子どもや保護者に説明し、保護者から同意を取っている。</p>
--	------------------------------------	--

内容評価基準（41項目）A-1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		第三者 評価結果	コメント
①	A1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	a	日常の子どものかかわりを通じて、実践が子どもの最善の利益になっているか、日常の業務の中で話し合い、点検できる機会やシステムが整っている。具体的には、日々の引継ぎや各種会議、寮ミーティングやケース会でのスーパービジョン、外部の心理相談を活用して養育状況を確認している。
②	A2 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a	子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況は、子どもにとって非常に重要な事項であり、施設内の検討や対応で支援できる課題でないと認識している。子どもの状況に寄り添いながら、児童相談所をはじめ関係機関や家庭との協議を重ねて共通認識のもと対応している。子どもへの伝え方については、各種会議で情報共有がなされている。子どもに伝え後は、児童相談所の職員が子どもとの面接をしてフォローしている。
(2) 権利についての説明			
①	A3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b	児童会で権利ノート(幼児用・学童用)を使用して、年齢に応じて子どもたちに説明したり、子どもの目にふれるところに掲示している。権利擁護チームによる研修や寮のミーティングを利用して、権利擁護の状況の意見交換をしている。日々の寮生活の中で、子どもたちに伝えているが、トラブルが多く十分伝わっているとは言いがたい。
(3) 他者の尊重			
①	A4 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a	子ども一人ひとりの個別的ふれあいを確保して、子どもが自分を大切にされ尊重されているとの気持ちがはぐまれるよう、日常の生活で支援している。そうした日々の生活支援とともに学園内外の行事を通じて、交流する中で他者への思いやりや配慮の心が育つよう支援している。
(4) 被措置児童等虐待対応			
①	A5 いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a	体罰などの禁止は、就業規則に具体的な手順として明記されている。児童虐待や不適切な対応があった場合の対応マニュアルを整備し、対応マニュアルに沿って対応している。また、職員会での周知や研修を実施し、体罰防止に取り組んでいる。
②	A6 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a	安心・安全マニュアルに不適切なかかわりがあった場合は、対応方法や処分を行うことが明文化されている。子どもに対する暴力、心理的虐待等の不適切な関わりを防止について、日常の会議や寮ミーティングで安心安全マニュアルの理解と徹底を確認している。子どもとの不適切な関わりを防止の徹底とともに、子ども自身が子ども会で権利ノートを使って学習する機会を設けている。
③	A7 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	a	被措置児童等虐待の届出・通告制度は、安心・安全マニュアルに規定されており、日常的に目の届くところに掲示されている。第三者委員を任命し、子どもに対して、権利ノートで児童相談所、関係機関・第三者委員の連絡先や相談受付体制の流れを記載している。
(5) 思想や信教の自由の保障			
①	A8 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	a	権利ノートで子どもに思想や信教の自由を説明している。また、保護者等思想・信教によって子どもの権利が損なわれないよう、必要に応じて保護者と話し合い等の対応をしている。
(6) こどもの意向や主体性への配慮			
①	A9 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	b	入所の受け入れは、入所受け入れマニュアルに沿って実践している。入所の際には、事前に児童相談所より子どもを含め家族全般の情報を確認し、入所前に子どもと面会して、入所の不安の軽減に努めている。入所後、徐々に施設生活に慣れるよう生活全般に配慮して不安の解消に努めている。入所マニュアルは、必要に応じて見直しをしているが、定期的な見直しを検討されたい。
②	A10 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a	生活改善に向けて、子ども会や給食委員会での子どもの意見を聞き、改善策に活かしている。集団生活としての生活日課や生活プログラムは必要最小限にして、できるだけ子どものスタイルにあわせていて、ルールは緩やかなものになっている。日常生活での課題は、子ども会や日々の生活で子どもの意向も尊重され検討されて、生活改善が図られている。

(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活			
①	A11 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	a	施設での子どもの日々の暮らしが、一人ひとりの子どもの主体的生活につながるように、工夫をしている。日常生活で自由に使用できるように談話室に新聞、雑誌、図書やテレビやビデオなどを常備して利用できるようにしている。子どもが施設内の委員会や学園祭やクリスマス会等の行事に自発的、主体的に参加できるよう支援している。また子どもが地域の活動に参加を希望する場合は、地域のボランティア等の協力を得て、参加を支援している。
②	A12 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	b	子どもの発達段階に応じた取り組みを行っている。幼児は自身のおやつを職員と一緒に買い物に行っている。小中学生は、職員と相談しながら計画的に小遣いを使っている。高校生は一定額の小遣いを自己管理し、自分で必要な物品を購入している。また、自立を控えた子どもは、自立訓練棟での生活で経済観念がつくよう支援しているが、プログラムは作成していない。児童手当等は原則、貯蓄をし、将来に備えている。

(8) 継続性とアフターケア			
①	A13 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	b	保護者とは、施設の行事や面会等を通じて、帰省の仕方や家庭復帰後の生活について必要に応じて相談をしている。家庭復帰の方向性が見えてきた時は、家庭支援専門相談員が児童相談所など関係機関と連携し、役割分担して家庭復帰の支援を行っている。引き続き、家庭復帰後の支援に取り組まれない。
②	A14 できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	b	現在、高校へ進学した子どもは、施設での生活を継続しているが、高校進学が困難な子どもや高校を中退した子どもの措置延長は該当事例がない。高校を卒業後に進学する場合は、児童相談所と協議して必要に応じて措置延長を検討することになっている。
③	A15 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリビングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b	子どもの退所後の生活に向けて自立訓練棟の活用と自立に向けた支援をしている。退所後は、家庭支援相談員が窓口となり、本人からの相談に応じたり関係機関と連携を取りながらアフターケアの支援をしている。また、子どもが就職した職場からの要請で状況確認のために訪問をしている。退園した児童のOB会はできていないが、学園の行事案内などで来園した機会を利用して、職員や入所児童との交流に努めている。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果	コメント
①	A16 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	b	職員は、子どもと向き合う日常の生活場面で、子どもと一緒に課題に取り組む、ともに育ち合うことを心がけている。また職員個人の考えだけでなく、ミーティングやケース会を通してチームとしての共通理解に努めている。子どもの行動上の問題がみられる場合は、施設内外の心理面接等の活用を通じて、指導や助言を受け、子どもを理解するよう努めている。
②	A17 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a	子ども一人ひとりの基本的欲求の充足は、人との信頼が重要であるとの認識に立って、子どもとの関係性を重視している。子どもの担当職員を中心に子どもと個別に関わる時間を大事にしている。子どもとの信頼感が深まるよう勤務時間は、できるだけ子どもが在園している時間帯になるように組まれている。日課は、子どもと職員が個別に関わる柔軟なものとなっている。特に中高生の日課は、子どもと相談しながら年齢や状況に応じた個別的なものになっている。
③	A18 子どもを力を見て見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	b	子ども自身が判断して行動することを基本として、子どもの特性に合わせて支援している。基本的には子どもを見守りや励まし等の声かけを基本に関わっている。発達に課題を抱えていて、トラブルや怪我につながる恐れのある子どもがいるため、指示や制止が必要になることもあり、ミーティング等で子どもの状況を情報共有してフォローしている。子どもの成長には、つまづきや失敗の体験を見守り、フォローしている。断続勤務を取り入れ、子どもがいる時間帯に職員を多く配置している。
④	A19 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	a	年齢や発育状況に応じた施設内保育や幼稚園教育を実施している。施設では、子どもたちの年齢段階に応じた図書や玩具、遊具を準備して自由に利用できるようにしている。また子どもが地域の図書館や公園など公共施設を利用したり地域の行事に参加したりしているが、施設の外へ出かけての遊びや交流が少ないこともあり、人間関係がうまくとれない傾向がある。また子どもたちの学びや遊びのニーズ(塾や習い事、スポーツ等)の活動に対応しているが、中学生は部活動が中心の生活になっている。子どもの学び、スポーツを個別に支援してくれるボランティアの活動がある。
⑤	A20 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b	施設生活、社会生活で守るべき規範やルールが理解できるよう個別に話をしたり、子ども自治会で話をして理解できるように指導しているが、服装や身だしなみや振る舞いが乱れて指示や制止が多くなる場面がある。普段から職員が振る舞いや態度で模範を示すよう心がけるとともに、地域の行事や招待行事に子どもと一緒に参加し、いろいろな生活体験を通して社会的ルールを身につけるよう支援している。

(2) 食生活

①	A21 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	b	食事場所は広く清潔に保たれており、盛り付けなども工夫されているが、子どもがゆっくりと楽しんで食事をする工夫が望まれる。アンケートで食事時間が楽しいと感じていないとの回答がかなり見られた。少人数ごとにまとまった空間で区切りのレイアウトや飾りつけなどの雰囲気づくりを検討されたい。準備や食事介助のため、職員と子どもが会話を楽しむことができているが、回数はすくなくともよいので、小グループ単位で職員と子どもがゆっくりと会話を楽しむ機会の実現を期待したい。
②	A22 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	b	子どもへの食事の提供は、栄養士による管理の元、子どもの意見も取り入れて、月に一回の給食委員会や定期的な嗜好調査や検食簿を利用して献立に反映させている。子どもの食物アレルギーや健康状態に応じた食事が提供されている。引き続き、子どもの嗜好に配慮した食事の提供に取り組まれたい。
③	A23 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	b	日々提供される食事の献立はフロアや食堂に掲示し、給食委員会を通じて栄養士や調理員から子どもに説明している。年齢が高くなるに伴い偏食が激しくなる子どもがいて、食材や量を工夫したり、偏食指導をしている。毎日の食後の片づけはできることから習得できるよう支援している。箸やナイフ・フォーク等の使い方等、食事マナーを身につける支援をしている。盆休み等を利用して調理の経験やおやつを作る機会を設けている。食生活への意識付けとして、季節の料理を無理なく楽しみながら食習慣をつけられるよう工夫している。また時期に合わせた郷土料理や伝統行事の料理などを提供して、食文化に触れる機会を設けている。

(3) 衣生活

①	A24 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a	衣類は、子どもの成長や季節に応じて、職員と一緒に買い物に行き、一人ひとりが自分に合った衣類を購入し、毎日の生活にマッチした衣服を着用している。衣類は、職員と一緒に整理して各自の棚に整理し、気候や用途に合わせて、自分で調節ができるようにしている。必要に応じてアイロンをかけ、衣類の補修管理がされている。靴は、子どもの足に合ったものを学校用、普段用の靴を購入し、使用している。靴は定期的に洗い使用している。
---	---	---	---

(4) 住生活

①	A25 居室等施設全体がきれいに整美されている。	b	施設は建設されてから年数が経過した大舎のスタイルであるため、個別性に配慮したサービスの提供に課題があるが、空き部屋を家庭的雰囲気がある共通の利用スペースとして利用している。子どもが生活する児童寮は、ハード面の限界はあるものの年齢に対応した運用面の工夫がされている。食堂などの共有スペースは、清潔で広くゆったりとした感じである。施設内には、花や野菜を育てるスペースが広くあり、自然を感じるスポットとして活用している。
②	A26 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	a	子どもの居室は、年少児は職員目の届きやすいところに配置しているが、自己領域の確保もあり、中学生以上は個室、小学生も関係性や兄弟関係を考慮し二人部屋にしている。また年齢に対応して少人数でのグループ活動が落ち着いてできるようリビングや談話室を確保している。

(5) 健康と安全

①	A27 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a	子どもが成長して年齢が高くなっていくにつれて自分できちんと管理できるように、幼児期から生活習慣が身につくように支援している。毎日の基本的な生活習慣(睡眠、食事、手洗い、うがい、歯磨き、排泄後の始末など)から発達成長に対応しての身だしなみ(理容、美容)や健康管理等の自己管理や交通事故等の危険回避のための指導や支援をしている。
②	A28 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a	月に1回の身体測定や年に2回、医師の健康診断を実施して子どもの健康状態を把握している。看護師、各寮職員、医療機関と連携して、児童の健康管理に努めている。また感染症に罹患した場合は、医療機関に受診通院するとともに感染拡大の防止に向けた対応をしている。食物アレルギーや発達に課題のある子は、かかりつけの医療機関と連携しながら服薬管理などの支援をしている。さらに職員会などを利用して、医療や健康について学習する機会を設けて、子どもの健康維持増進を図っている。

(6) 性に関する教育

①	A29 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b	幼児期から性の違いやプライベートとスペースに配慮した環境での養育支援を心がけている。子どもの年齢や成長に応じて養育ができるよう職員間で情報を共有して支援をしている。必要に応じて外部講師による研修を企画したり、施設内での指導に役立つカリキュラムの作成に現在取り組んでいる。
---	---	---	---

(7) 自己領域の確保

①	A30 でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	a	子どもが小さい頃から自分のものと他者ものとの認識がつくよう日常生活のもの、身に着けるものは個人所有としている。個人所有の物はできるだけ好みの物が買えるよう配慮している。まだ字が読めない幼児に対しては、それぞれにマークを決めて、自分の物と分かるよう工夫している。物など物理的なものは自己領域の確保ができてはいるが、施設では集団生活のため、時間や空間の自己領域の確保は、難しいところである。
②	A31 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	a	子ども一人ひとりに成長の記録（アルバム）が用意されていて、子どもの年齢に応じて、子どもと一緒にアルバムの整理をしている。子どもがアルバムを見たい時や写真の整理をするときに、子どもと一緒に振り返っている。子どもが退所する時には、アルバムが手渡されている。

(8) 行動上の問題及び問題状況への対応

①	A32 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b	施設での生活が安定して暮らせるよう、子ども同士や職員との関係のつながりを大切にしている。暴力などの行動上の問題が生じた場合、職員が直ちに制止して周囲の子どもを安全を図る配慮をしている。問題のあった子どもへの対応を合わせて行っているが、安定には時間がかかることもある。日常生活における子どもの暴力・不適切な行動について、ケース会、援助困難事例検討会、職員研修等を通して施設全体で対応を考えている。また施設内だけの対応でなく、児童相談所など様々な関係機関と連携して、最善の方策を模索している。
②	A33 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b	日頃から他人に対する配慮の気持ちで人に接するよう職員がよい模範となれるよう気を付けている。子ども会でも話し合っ、人権に対する意識を育むよう話をしている。施設内でのいじめが発生しないよう職員配置や勤務体制を整えている。寮での生活グループ構成は、子ども同士の関係性、性別、年齢など考慮したグループ構成、居室構成にしている。入所間もない子どもや課題を抱えた子どもの場合は、特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携し、個別対応職員が対応にあたっている。暴力やいじめが発覚した場合の対応については、マニュアルに基づき、職員が一丸となって適切な対応ができるようチームワークを心がけている。引き続き、子ども間の暴力、いじめなどが生じないよう取り組まれない。
③	A34 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引き取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	a	保護者からの子どもの強引な引き取り要求についての対応は、児童相談所の指導のもと、会議等で周知して対応を確認している。保護者から緊急の引き取り要求があった場合、判断が不統一にならないよう児童相談所と綿密な連絡相談をして対処している。また、緊急時には警察に協力を依頼できるよう、連携を図っている。保護者からの強引な引き取りが予測される場合は、電話対応や施設にて、入所している子どもへの安全確保にも努めている。

(9) 心理的ケア

①	A35 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b	心理担当職員を配置し、心理療法室を設置している。心理的な支援を必要とする子どもについては、自立支援計画に基づき心理支援プログラムが策定されて支援している。ミーティングやケース会で子どもの状況を把握して心理的側面から意見を出している。また必要に応じて外部の専門機関への通所や施設内外のケース検討に参加して専門家のスーパービジョンを受けるなど、専門家の支援を受けている。心理担当職員による保護者支援は行っていない。
---	-----------------------------------	---	---

(10) 学習・進学支援、進路支援等

①	A36 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a	落ち着いて勉強ができるように小学低学年までは、学習室で職員が学習支援しながら学習するようにして、学習習慣が身につくよう努めている。小学高学年以上は、居室で学習できるよう環境を整えている。学校との連絡会を定期的開催している他、普段から必要に応じて担任と連絡を取り合い、支援に努めている。学習ボランティアによる学習指導や学習塾を活用し、子どもの能力、学力に応じて個別的な学習材料を用意して学力向上を支援している。障害を持つ子どもには、学校や保護者、児童相談所、医療機関と情報を共有して対応している。
②	A37 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b	日頃から進路選択に向けて必要な資料や情報をもとに、子どもと個別に話をして自己決定できるよう配慮している。具体的に進路選択し決定する際には、保護者や学校、児童相談所の意見も聞いて、自己決定できるよう支援している。進路決定の際には、入学後の費用や奨学金制度や貸付制度について具体的に話をしている。また進路決定後には、自立生活に必要なものを整えたり、自動車免許等資格取得の支援を行っている。しかし、進路選択等に失敗した時の支援体制はできていない。
③	A38 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b	実習やアルバイトを通して、金銭管理や生活スキル、メンタル面のアドバイスなど、自己管理・自己責任について支援している。職場実習の効果高めるために、実習先やアルバイト先に職員が訪問して子どもの状況を伝え、協力依頼し連携している。各種の資格取得を奨励している。実習先の開拓は学校が行っている。

(11) 施設と家族との信頼関係づくり

①	A39 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a	専任の家庭支援専門相談員を配置し、相談員の役割を明確にして、施設全体で家庭支援に取り組んでいる。児童相談所と連携して、子どもと家族のつながりの回復に向けて家族との面会、外出、一時帰宅を積極的に取り組んでいる。また子どもに関係する学校、地域、施設などの行事の案内を保護者の状況に応じて行なうなど、疎家族との信頼関係づくりに努めている。
---	---	---	--

(12) 親子関係の再構築支援

①	A40 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a	専任の家庭支援専門相談員を配置し、その役割を明確にして家庭支援に取り組んでいる。児童相談所と連携して、支援方針を明確にして面会、外出、一時帰省、家庭訪問などを活用して家族との関係修復を援助している。また必要により市町の子育て支援担当とも連携している。
---	--------------------------------------	---	---

(13) スーパービジョン体制

①	A41 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	a	基幹職員をスーパーバイザーとして配置して、各寮・フロアのスーパーバイザーの役割をしている主任と連携している。各フロアの主任が、日常的に相談を受けたり、アドバイスをして、職員が一人で抱え込まないよう配慮している。また、ミーティングやケース会、職員研修で職員が相互にアドバイスし合い、資質の向上を図っている。スーパーバイザーは、職員から信頼が得られるよう、各種研修に参加して、自己研鑽に励んでいる。
---	---	---	---